

君津市学校給食共同調理場
調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

君津市教育委員会

君津市（以下「市」という。）では、君津市学校給食共同調理場における現行の調理等業務委託の期間満了に伴い、令和7年4月1日から調理等業務委託（以下「本業務委託」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）にて募集する。

本実施要領は、本業務委託に係る事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

なお、本実施要領と併せて交付・公表する次の資料を一体の資料とし、これらを含めて「本実施要領等」と称する。

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

別表：業務仕様に関する別表

添付資料：本業務に関する添付資料

1 目 的

学校給食の質を維持し、安全、安心でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を有する事業者を選定することを目的とする。

2 委託件名

君津市学校給食共同調理場調理等業務委託

3 対象の施設

施設名	君津市学校給食共同調理場
所在地	君津市中島363番地1
建築年月	平成31年1月完成
建物構造	鉄骨造平屋建て
建物面積	敷地面積 9,112.59 m ² 延床面積 3,724.80 m ²
運用方法	ドライシステム
調理品目	小学校、中学校別2献立制（炊飯設備あり） アレルギー代替食あり
配食校数	小学校12校・中学校7校（令和6年度）
最大調理食数	約6,700食／日 （小学校4,300食、中学校2,400食）
センター調理稼働日数	約194日／年

4 業務内容

具体的な内容は、「君津市学校給食共同調理場調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照されたい。

- (1) 調理・炊飯業務（小学校、中学校の2献立）
- (2) 配缶及び輸送コンテナへの積み込み業務
- (3) 配送及び回収業務
- (4) 配膳業務
- (5) 食器、食缶、調理機器の洗浄消毒業務
- (6) 残菜等の処理業務
- (7) 施設及び設備の清掃及び点検業務
- (8) 衛生管理業務
- (9) 設備機器等の管理及び簡易な点検修繕業務
- (10) ボイラー運転管理業務
- (11) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

※本業務委託に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務
- ・食数管理業務
- ・食育指導業務

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年7月31日まで

ただし、契約締結日の翌開庁日から令和7年3月31日までを業務委託の準備期間とし、市と協議の上、受託者の負担において本業務委託開始までに万全な態勢を整えるものとする。

6 受託事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

7 応募資格

(1) 応募事業者の資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることを条件とする。

ア 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ 君津市入札参加適格者名簿に登載されていること。

ウ 学校給食調理施設での調理等業務受託経験があり、一日当たりの平均食数が合計で5,000食以上となる実績を3年以上有し、かつ現在もその該当する施設での調理等業務契

約を締結していること。

エ 市との連絡・調整が速やかに行えるよう、千葉県内又は近隣都県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを本業務委託開始までに有していること。

オ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している、又は加入する予定であること。

カ 契約締結にあたりアからオまでの要件を満たす履行保証人を1社確保できること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできない。

ア 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置期間中である者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 過去3年以内に、学校給食調理施設において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに、応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募事業者は、提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に関して必要な費用は、全て応募事業者の負担とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとする。

エ 応募事業者から本実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は当該事業の実施にあたり必要に応じて、本実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用、複製することができるものとする。

オ 提出された書類については、変更できないものとし、その理由に係わらず返却しない。

カ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

キ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。

(ア) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

(イ) 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合

(ウ) 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合

(エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (ウ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) その他

- ア 市が提示する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 本実施要領等に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

8 参加表明等の手続

本プロポーザルの実施日程は以下のとおりである。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）には行わない。

また、市の都合により日程を変更することもある。

内 容	日 程
1 本実施要領等の公表	令和6年10月4日(金)～10月25日(金)
2 現地見学会	令和6年10月4日(金)～10月18日(金)
3 本実施要領等に関する質問の受付	令和6年10月4日(金)～10月11日(金)
4 質問の回答	令和6年10月18日(金)
5 参加表明書等の提出	令和6年10月21日(月)～10月25日(金)
6 審査（プレゼンテーション審査）	令和6年11月13日(水)
7 審査結果通知	令和6年11月14日(木)

(1) 本実施要領等の公表

本実施要領等の公表は、市ホームページにて行う。

- ア 公表期間 令和6年10月4日（金）から令和6年10月25日（金）まで
- イ 公表方法 市ホームページ
- ウ 公表資料
 - (ア) 本実施要領
 - (イ) 様式集
 - (ウ) 仕様書
 - (エ) 別表
 - (オ) 添付資料

(2) 現地見学会

希望する参加資格者に対して、本業務委託に係る図面等の縦覧及び現地見学会を次のとおり行う。

なお、申し込みについては電話により受け付け、申し込み状況に応じて決定する。

- ア 期 間 令和6年10月4日（金）から令和6年10月18日（金）まで
(土日祝を除く午後1時から午後4時まで)
- イ 場 所 君津市学校給食共同調理場（君津市中島364番地1）
- ウ 日 時 申し込み状況に応じて決定する。

- エ その他 (ア) 縦覧に供する図面等の貸出し及びコピーサービスは行わない。
(イ) 施設内の見学には、事前の細菌検査が陰性判定であること、白衣及び内履きを着用することを要する。

(3) 本実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

なお、質問内容は本プロポーザルにあたり公表する本実施要領等に関するもののみとする。

ア 質 問 書 (様式 1 号) に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出

電子メールアドレス kyushoku@city.kimitsu.lg.jp

※タイトルは「学校給食調理等業務委託プロポーザル質問書 (会社名)」とすること。また、質問書送信後、必ず電話により受信確認をすること。

イ 受付期間 令和 6 年 1 0 月 4 日 (金) 午前 9 時から

令和 6 年 1 0 月 1 1 日 (金) 午後 5 時まで ※期限後の提出は認めない。

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和 6 年 1 0 月 1 8 日 (金) までに、君津市ホームページに掲載、公表し、質問の回答書は本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

なお、電話及び口頭等の個別対応はしない。

また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがある。

(5) 参加表明書等の提出

応募事業者は、次により提出する。

ア 提出期間 令和 6 年 1 0 月 2 1 日 (月) から令和 6 年 1 0 月 2 5 日 (金) まで

各日午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・休日を除く)

※期限後の提出は認めない。

イ 提出先 君津市中島 3 6 4 番地 1

君津市教育委員会 学校給食共同調理場

ウ 提出書類 参加表明書 (兼参加資格審査申請書) (様式 2 号) 及び添付資料

※添付書類について

(ア) 会社概要…沿革・組織・本社及び支社の所在等がわかる書類

(イ) 財務諸表…直近 1 年間の財務状況に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書

(ウ) 学校給食調理業務受託実績書 (様式 2-2 号)

(エ) 生産物賠償責任保険に関する書類…製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に既に参加している場合は、参加していることを証する書類の写し。加入予定の場合はその旨を確約する旨の書類

(オ) 応募事業者の制限に関する確認書 (様式 2-3 号)

(カ) 業務実施体制…業務に携わる各責任者、調理員、洗浄員、配膳員、配送員、事務員、清掃員等の人数がわかる書類。なお、複数の業務を兼ねる場合は、その旨明記すること。

(キ) 企画提案書…本業務委託の目的や審査基準表に掲げる各項目について十

分に理解したうえで、作成すること。

(ク) 見積書（様式２－４号）及び内訳書…注意事項を遵守すること。

エ 提出部数 提出部数 正本１部、副本１０部

オ 注意事項 (ア) 提出書類の作成は原則としてＡ４判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付した上で、全ての提出書類をＡ４判フラットファイルに綴り、正本と副本の表示をして提出すること。

(イ) フラットファイル表紙及び背表紙に、業務名「君津市学校給食共同調理場調理等業務委託」と応募事業社名を記載することとするが、提案書については社名・会社のロゴ等を表示しないこと。

(ウ) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

(エ) 委託期間全体及び各年度の見積上限額は下記の金額の範囲内であること。

	見積上限金額	備 考
令和７年度	３０５，９４１，０００円	消費税及び地方消費税を含む
令和８年度	３０５，９４１，０００円	
令和９年度	３０５，９４１，０００円	
令和１０年度	１０３，４０９，０００円	
委託期間全体	１，０２１，２３２，０００円	

(オ) 見積額が「前項(エ)」を超える場合又は異常に少額であるなど、本業務委託の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

(カ) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。

(キ) 見積書（様式２－４号）に、各年度における職種毎の人件費、福利厚生費、被服費、保健衛生費、消耗品費、配送車関係費、事務費、管理費等の詳細な積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(ク) 見積内容は仕様書に基づき作成し、事業者からの提案内容が仕様書内容を上回る場合は、提案内容を含む見積内容とすること。

カ 提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

(6) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式３号）を提出すること。

9 審査方法及び基準

君津市学校給食共同調理場調理等業務委託受託者選定委員会要綱の規定に基づき、君津市学校給食共同調理場調理等業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記の審査方法や委託業者選定審査基準により審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(1) 審査方法

ア プレゼンテーション審査実施日は、令和６年１１月１３日（水）とする。

※時間、会場等については別途通知する。

イ 出席者は、４名以内とする。

ウ 発表等は、1 事業者につき 40 分程度とする。(プレゼンテーション 30 分程度、質疑応答 10 分程度を予定) なお、プレゼンテーションの際、パソコン等を使用する場合は、担当へ事前に連絡し、機材等の確認をすること。

(2) 審査基準

別紙審査基準表のとおり

(3) 最低基準点

委員全員の合計点に事務局の合計点を加えた総合計点数の 6 割以上を最低基準点とし、出席委員の平均点を委員全員の人数分乗じた合計点を評点とする。なお、最低基準点に満たない場合は選定の対象とならない。

(4) 受託候補者の選定

選定委員と事務局の評点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、最高得点者が複数となった場合には、見積価格がより安価である者を受託候補者とし、当該見積価格も同額である場合には、選定委員の評点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(5) 参加事業者が 1 者の場合

プロポーザルの参加事業者が 1 者の場合であっても審査を行い、最低基準点を満たした場合は受託候補者として選定する。

(6) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

(7) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定対象者全員に通知する。また、市ホームページに公表する。

(8) 優先交渉権者の決定

市は、受託候補者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点の候補者から順に契約交渉を行い、合意に達した候補者と契約を締結する。

(9) 契約方法

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を行う。

(10) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

(11) 異議申し立て

審査方法、審査内容及び審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

10 その他

(1) 参加表明書等の作成・提出、プレゼンテーション等の出席に要する費用は応募事業者の負担とする。

(2) 提出された参加表明書等の著作権は、提出した応募事業者に帰属するものとするが、市が

必要とする場合は複製を作成する。

- (3) 提出された参加表明書等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (4) 本プロポーザル参加に伴い提出された書類は、君津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 本実施要領等のうち、仕様書、別表及び添付資料における数値等は、変動が生じる可能性がある。

1 1 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

君津市教育委員会 学校給食共同調理場

住 所 〒 2 9 9 - 1 1 0 6

君津市中島 3 6 4 番地 1

電 話 0 4 3 9 - 3 2 - 5 5 2 2

F A X 0 4 3 9 - 3 2 - 5 5 3 3

Email kyushoku@city.kimitsu.lg.jp